

ASIAN women's fund news

2000.10.1

No. 16

URL <http://www.awf.or.jp/> e-mail info@awf.or.jp

Interview



村山 富市
Tomiichi Murayama

「戦後50年内閣」の内閣総理大臣として、戦後長らく先送りされていたサハリン残留韓国・朝鮮人の帰国問題、元「慰安婦」の女性たちへの償いの問題、水俣問題等の解決に取り組み、被爆者援護法、アイヌ新法制定等を実現させた。

特に、「慰安婦」問題の解決のために、アジア女性基金を発足させた。

新理事長に聞く

— 本基金設立に内閣総理大臣として取り組まれましたが、今回理事長に就任されるにあたりご感想をお聞かせください。

アジア女性基金は、1995年、私が内閣総理大臣を務めていたときに発足しました。

ちょうど、戦後50年の節目なので、国内的にも国際的にもけじめのつけられる問題については、けじめをつける。そして、戦後未解決の問題を誠意をもって解決し、アジアの国々はもとより世界的に信頼される関係をつくり、21世紀の展望に道を開く。そういうことがこの内閣に課せられた歴史的使命だと、そう思ったのです。

なかでも、元「慰安婦」の方たちの問題については、なんとしても償いをしなきゃならない問題だと思いました。なんとかせにやならんと。

ですから、過去への反省と償いの気持ちをどう表していくか、戦後処理の与党三党のプロジェクトのなかで真剣な議

論をしていただき、その結論を踏まえて、政府が道義的な責任を果たすためにアジア女性基金をつくったのです。

私自身が基金の設立に関わってきたわけですから、政府にも協力していただいて、きちんと決着をつけるように全力を尽くしてがんばっていきます。

— この事業については、いろいろな意見がありますが、お考えをお聞かせください。

アジア女性基金の事業に関していろいろ意見があることは、よくわかっています。そういった議論は設立前からありました。基金の事業は、さまざまな制約の下、なんとか元「慰安婦」の方々に対して反省と償いの気持ちを具体的な形で表し、その苦痛を少しでも和らげることができないかということで始められたものです。完璧ではないかもしれないが、できるところから始めなければ。

「アジア女性基金の活動は、
いま、とり得る
最善の道だと私は思っています。」

略歴

1924年大分県大分市生まれ。
44年明治大学専門部政治経済科卒業。大分市議(2期)、県議(3期)を経て、72年から衆議院議員当選8回。国会では、長らく予算委員会や社会労働関係の委員会に所属し、社会福祉、年金問題、近年ではエイズ問題などに取り組む。1993年、日本社会党(後、党名変更により社会民主党)委員長となる。94年6月、自民党、新党さきがけと連立を組み第81代内閣総理大臣に選出される。「戦後50年内閣」の内閣総理大臣として、戦後長らく先送りされていたサハリン残留韓国・朝鮮人の帰国問題、元「慰安婦」の女性たちへの償いの問題、水俣問題等の解決に取り組み、被爆者援護法、アイヌ新法制定等を実現させた。特に、「慰安婦」問題の解決のために、アジア女性基金を発足させた。2000年6月衆議院解散に伴い政界を引退。

日本の国民全体が、「こういう過ちは繰り返してはいかん」ということをしっかりと認識することが大事なのです。アジアの人は日本に対して、過去の歴史からして疑惑や不信をお払拭しているとは言えない。日本の場合は、戦後教育のなかで、近現代の歴史の教育をあまりしてきてない。今の日本の若者とアジアの国の人々との間には、相当認識のずれがある。そういうずれを解消しないままに、ほんとうに信頼関係は生まれてこないと思います。

募金活動を通じて、若い人たちが、過去にこんなことがあったということを知り、こんなことは二度と繰り返してはいけないと理解することはたいへん意味のあることだと思っています。そういった意味で、アジア女性基金の活動というのは、決してマイナスではないし、いま、とり得る最善の道だと私は思っているのです。

— まず、理事長としてどのようなことに取り組まれるおつもりですか。

基金が設立された意義とその使命に立ち返り、この事業が着実に実施されていくよう責任をもってやっていきます。

元「慰安婦」のみなさんがお元気でいらっしゃるうちに、一日でも早く償いの事業をお届けし、基金の事業に賛同してくださった日本の多くの方々のお気持ちを確実に伝えていかなくては。そのためにも、あらためて国民のみなさんに募金へのご協力を呼びかけていきます。最大限の努力をして国民のみなさんのご協力をいただく以外に方法はない。

これからの具体的な基金活動については、この5年間、ボランティアで一生懸命がんばってこられた理事、運営審議委員のみなさんと相談しながらやっています。

償いの事業の他にも、この5年間に、武力紛争下の女性の人権、ドメスティック・バイオレンス、人身売買、司法と女性など、女性の名誉と尊厳に関するさまざまな問題を取り上げ、国際会議や調査・研究・研修等を行ってきたと聞いています。

現在も女性に対する暴力や人権侵害が世界各地で起こっている。女性の名誉と尊厳に関する事業は、「慰安婦」問題のような問題を二度と繰り返さないためにも、とても重要な事業だと考えているので、今後一層ちからをいれていきます。



村山富市理事長就任記者会見／2000年9月1日

アジア女性基金では…

元「慰安婦」の方々への拠金を呼びかけます。

アジア女性基金は、「慰安婦」として心身にわたり癒しがたい傷を負われた方々に対して、政府と国民がともに協力しあいながら償いの事業を進めています。基金の呼びかけに対し、国民のみなさまから多くのご協力をいただき、現在、募金は約4億4800万円に達しています。

かつて戦争の時代に、アジアの多くの女性が旧日本軍の関与の下設置された慰安所で将兵に性的な奉仕を強いられ、心身にわたり癒しがたい傷を負わされました。日本政府はこのことに対し、道義的な責任を認め、「慰安婦」とされた方々に対し心からのお詫びと反省の気持ちを表明しました。

今日までにフィリピン、韓国、台湾の3カ国／地域、合わせて170名の元「慰安婦」の方が償いの事業を受けとめてくださいました。償いの事業は着実に進展しています。

みなさまからお寄せいただいた募金のうち、すでに4分の3強に当たる約3億4,000万円が元「慰安婦」の方のもとに届けられています。

償いの事業の申請受付は、順次2001年から終了しますが、現に認定を待っている方は160名を超え、今後事業を受け取りたいとの申請件数が増えるものと思われます。

これまでお寄せいただいた募金額では、申請された方々全員へ「償い金」をお届けすることが不可能になるおそれが出てきました。

■募金への一層のご協力をお願いします。

アジア女性基金は国民のみなさまからの一層の募金を必要としています。

心身に深い傷を負った元「慰安婦」の方々に日本国民の償いの気持ちをお届けするというこの事業は、それを望む全ての元「慰安婦」の方々を対象としなければなりません。みなさまのご協力で着実な進展を見せてきたこの事業がその目的を達成するように、みなさまのさらなるご協力をお願いするものです。

なお、アジア女性基金は、「償い金」をお届けする事業に加え、政府から

の拠出金を源資として医療・福祉支援事業を行っています。この医療・福祉支援事業は、フィリピン、韓国、台湾のほか、インドネシア、オランダを合わせた計5カ国／地域で実施されています。

さらに、アジア女性基金は、これら元「慰安婦」の方々への償い事業の他に、武力紛争下の女性の人権、ドメスティック・バイオレンスや人身売買など、今日の女性の名誉と尊厳に関する問題の解決にも積極的に取り組んでいます。

●【郵便局からの郵便振替を利用する場合】

女性のためのアジア平和国民基金
郵便振替口座 00180-3-71164

※振込料金を負担しますので、当基金の
払込取扱票をご利用ください

●【特定寄付金及び指定寄付金の扱い】

お寄せいただいた寄付金は、所得税法上の寄付金控除が認められる特定寄付金又は法人税法上の全額損金算入を認められる指定寄付金として、大蔵大臣から指定されています。

※指定期間：平成12年4月12日～平成13年4月11日

今後の募金活動について

1. 趣 旨

アジア女性基金は、設立5周年を迎えております。募金活動に関しては、5年間の事業活動を広く国民の皆様に報告し、また、いわゆる従軍慰安婦問題について、一層のご理解を得られるよう努力をし、償いのための募金活動を積極的に展開いたします。

2. 募金による償い金

国民からの「償い金」は、これまでフィリピン、韓国、台湾で計170名の元「慰安婦」の方々へお届けしております。

● 償い事業の 申請受付・実施期間	フィリピン 韓 国 台 湾	1996.8～2001.8 1997.1～2002.1 1997.5～2002.5
●【募金額の状況(2000.7.31現在)】		
募 金 総 額	約4億4800万円	
「償い金」支 出	3億4000万円 (170人分)	
募 金 残 額	約 1億 800万円 (54人分)	

なお、国民の皆様からの募金(寄付金)はすべて「償い金」そのものとして支出しております。

「償いの事業」の事務に要する経費は別途国庫補助金から支出しております。

現在認定を待っている方は160名を超えております。

今後受け取りたいとの申請件数も増えるものと見込まれます。以上のことから、かなりの募金が必要となります。

3. 募金活動

具体的な募金活動として、現在の時点でお応以下事業を計画しております。

- ①募金活動に協力していただくために団体等、国民の皆様へのダイレクトメール
- ②いわゆる従軍慰安婦問題の理解を深めるためのパンフレット等の刊行
- ③基金事業についての報告会の開催
- ④新聞(中央紙地方版、地方紙)・雑誌広告による呼びかけ
- ⑤インターネットホームページによる呼びかけ <http://www.awf.or.jp>

活動報告

アジア女性基金創立5周年における 基金活動報告

9月1日、村山富市理事長就任のおり、記者会見をいたしました。

その席で和田春樹運営審議委員会委員長より報告された、「アジア女性基金創立5周年における基金活動報告」を掲載いたします。

「女性のためのアジア平和国民基金」(アジア女性基金)は、いわゆる従軍慰安婦問題に関して、道義的な責任を痛感した政府の決定に基づいて、政府と国民が協力して、元「慰安婦」の方々に対する全国民的な償いの気持ちを表すための事業と、女性をめぐる今日的な問題の解決のための事業を推進するとの趣旨で発足いたしました。

1995年7月19日の発足以来、5年を経過し、この間基金にはさまざまな批判も寄せられました。基金のたどった道には、単に「国家補償是か非か」ととどまらない多くの困難がありました。しかし、拠金者の皆様、国民各界の方々のご声援、関係省庁の担当者のご協力によって、基金は今日まで事業を進め、基本的な成果を得たと申せます。

償いの事業内容

アジア女性基金の償いの事業は、今日までにフィリピン、韓国、台湾において170名、さらに、オランダにおいては、償い事業の一環の医療福祉支援事業を通じて77名、計247名の元「慰安婦」の方々に対して実施されました。また、インドネシアでは、「高齢者社会福祉推進事業」を行っております。

フィリピン、韓国、台湾の元「慰安婦」の方々お一人お一人に対しては、償いの事業を実施する際、総理大臣のおわびの手紙が渡されます。そこには「いわゆる従軍慰安婦問題は、当時の軍の関与の下に、多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけた問題」と認識し、「道義的な責任を痛感しつつ」、「数多の苦痛を経験され、心身にわたり癒しがたい傷を負われた」すべての元「慰安婦」の方々に対し、「心からのおわびと反省の気持ちを申し上げる」ことが日本国内閣総理大臣の名において表明されています。

償いの事業においては、第一に、元「慰安婦」の方々に対するおわびと反省の気持ちを分かち持つ国民か

ら基金に寄せていただいた募金から、「償い金」200万円を元「慰安婦」の方々にお渡ししています。

募金は現在まで総額約4億4800万円に達しています。「償い金」のお渡しはフィリピン、韓国、台湾で170名に実施され、3億4000万円が支出されました。

残金は約1億800万円となっています。

第二に、政府は、おわびと反省の気持ちを表すために、元「慰安婦」のお一人お一人に対して、アジア女性基金を通じて、政府資金による医療・福祉支援事業を行っています。その規模は、各国・地域の物価水準を勘案して決められました。韓国・台湾・オランダでは300万円相当、フィリピンでは120万円相当となっています。具体的には、住宅改善、介護サービス、医療・医薬品補助等、元「慰安婦」個々人の実情と希望を配慮し実施しています。

これに前述の総理のおわびの手紙を加えたものが償いの事業の3つの柱です。

各国別実施状況

各国別の事業についてご報告します。

フィリピンでは、有力な女性団体であるリラ・ピリピーナと女性の人権のためのアジア・センターの支援を受けて提出された申請書を、フィリピン政府タスクフォース(フィリピン政府の各省庁で構成された「慰安婦」問題特別委員会)が審査します。その結果、元「慰安婦」と認定された方に基金が「償い金」をお渡しし、併せて、社会福祉開発省を通して医療・福祉支援事業を実施しております。申請は順調で、認定は現在も進行中です。現在160名近い申請者が認定の過程にあり、約一年後に迫った申請締め切りの2001年8月までには、さらに申請が増加するものと思われます。

韓国では、元「慰安婦」と行動をともにしてきた運動団体やマスコミからご理解がいただけず、1997年1月に申請を出された7名の方々に事業を実施した後も、基金への批判が寄せられました。そこで一時事業を見合わせていましたが、1998年1月韓国の4紙に広告を掲載して事業の再開に踏み切りました。その後韓国政府が生活支援金を出されましたので、原文兵衛前理事長名で、基金の「償い金」と韓国政府の生活支援金は性格が違うものであり、したがって両立できるものであることを認めてほしいと申し入れました。その後さまざまなお渉と経過の後に、韓国の政府と世論に配慮して、現在では韓国での事業は停止状態にあります。

基金事業につき理解を得られるように引き続き努力していきたいと思います。

台湾でも、台湾当局や有力な女性団体にご理解がいただけないまま、元「慰安婦」個々人の気持ちを尊重すべきだという弁護士頬浩敏氏にご協力をいただき、氏の萬國法律事務所を申請の受付先に指定して、1997年5月台湾の3紙に広告を掲載し事業を行っております。以後、毎年1回、台湾各紙に、一人でも多くの被害者に基金の事業についての情報を提供し、また、一般の人々にも事業の内容、性質を正確に理解してもらうことを目的として、広告の掲載を続けています。

基金の償いの事業を受け入れた元「慰安婦」の方々は、それぞれ深い思いをもっておられます。ある韓国人被害者は、基金の事業を受け入れることを決められましたが、当初は基金の関係者には会いたくないという態度を示されていました。しかし、基金



フィリピンで最初に「慰安婦」であったと名乗り出したヘンソンさんは(写真左)、伝達式から一年後の1997年8月に亡くなりました。

の代表が総理の手紙を朗読すると声をあげて泣き崩れ、基金の代表と抱き合って泣き続けて、自分の「慰安婦」としての経験や帰国後の苦しみなどを語り出されました。

日本政府と国民のおわびと償いの気持ちはしっかりと受け止めただけたと考えております。

オランダでは、1998年7月15日、基金とオランダ事業実施委員会との間で覚書を締結し、総額2億5500万円の規模で、医療・福祉支援事業が実施されました。被害者の77名の方々が受け取られ、事業はほぼ終了しています。

内閣総理大臣はオランダの首相に宛てた書簡を送り、「慰安婦」とされた方々に対する日本政府のおわびと反省を表明しました。この書簡はその後、被害者お一人お一人に届けられました。これを受け取った被害者の方々から、いろいろな感謝の言葉が事業実施委員会に寄せられました。その中の1人からの手紙をご紹介します。



賴 浩敏 弁護士
萬國法律事務所
(台湾における基金事業窓口)

私はアジア女性基金に協力します。
基金は国際社会に対する公益事業であり、人道的な事業だからです。慰安婦の方々のためになることなら進めるべきであり、政治的な論争から事の本質が歪められることは賛成できません。

「あなたが私のためにして下さり、これからもして下さるすべてのことに対してお礼を申し上げます。この金銭的な補償だけでなく、15歳の少女であった私が受けたあの悲惨さのすべてが認められたことに対してです。そのことが、いまもなお口を開けていて、それをかかえて生きていくことに耐えてきたあの傷の痛みを和らげてくれます。」

インドネシアでは、同政府が元「慰安婦」の方々の認定を行わないとして、元「慰安婦」個人に対する事業ではなく、「高齢者社会福祉推進事業」への支援を受けたいと日本政府に申し入れました。基金は日本政府の要請を受けて、1997年3月25日、インドネシア政府社会省との間で覚書を締結し、総額3億8000万円の規模で10年間にわたり支援を行うことになりました。初年度と第2年度の事業として11の施設が完成し、現在124名が入居しております。



	〈州名〉	〈施設名〉	
初年度	中部 ジャワ 州	ウェニン・ワルドヨ	(入居者数10人)
	東部 ジャワ 州	バハギア	(入居者数10人)
	北スマトラ 州	アブディ	(入居者数11人)
	南スラウェシ 州	マバッカ・スング	(入居者数11人)
	東南スラウェシ 州	ミナウラ	(入居者数 9人)
第2年度	ジャカルタ 州	ウサダ・ムリア	(入居者数20人)
	西 ジャワ 州	チボチヨック	(入居者数10人)
	ジョグジャカルタ 州	アビヨソ	(入居者数 9人)
	西スマトラ 州	ジャサ・イブ	(入居者数10人)
	南スマトラ 州	ワルガ・タマ	(入居者数12人)
	東カリマンタン 州	ニルワナ・ブリ	(入居者数12人)



歴史の教訓とする事業

歴史の教訓とする事業は、基金の「償いの事業」と密接不可分な事業、その柱の一つとして構想されました。

まず第一は、「慰安婦」関係文献の書誌データの整備です。1997年9月に『「慰安婦」関係文献目録』が出版されました。その後この内容はデータベース化され、基金のホームページでアクセスできるようになっています(<http://www.awf.or.jp>)。

第二に、政府が調査して集めた「慰安婦」関係の資料を影印本として公刊しました。1997年3月から1998年7月にかけて刊行された『政府調査「従軍慰安婦」関係資料集成』全5巻です。第三に、「慰安婦」関係資料委員会を設置し、96年、97年、98年において、委員の出張および研究委託により、防衛研究所の金原文書の調査、沖縄県所蔵の資料調査、インドネシア、ミクロネシアでの聞き取り調査、アメリカ、オランダ、ドイツ、台湾の公文書館での調査を行ないました。これらの調査報告をふくめ、1999年2月に『「慰安婦」問題調査報告・1999』を刊行しました。これらの刊行物は国内および関係国の公共図書館に配布され、関係方面から高く評価されています。

今日的な女性問題への取り組み

アジア女性基金は、歴史の反省を踏まえ、現在も女性に対する暴力や人権侵害が世界の各地で一向に減少しない実態について、積極的にこれらの問題に取り組み、女性たちへの暴力や人権侵害のない社会をめざすため、さまざまな事業を行っております。

この5年間に、ドメスティック・バイオレンス(DV)、人身売買、援助交際、紛争下の女性の人権、司法と女性等の問題を取り上げ、内外のNGOや専門家との共同作業や、自治体また国連やその他の国際機関と協力しながら、国際会議や調査・研究・研修等を行ってきました。これらの事業の積み重ねを実際に役立つものとするため、報告書作成や教育・啓発のためのビデオ制作を行い、市民団体、自治体や女性たちの活動に利用していただいております。また、問題に直面し、被害にあっている女性の救済や援助のための能力を高めることを目的とした研修も行ってきました。アジア女性基金の尊厳事業では、特に、被害者の立場からの問題の認識と解決を重要視しています。当初、この事業も「なぜ基金が」と一部のNGOからご理解をいただけなかったのですが、5年間の活動を経て着実に受け入れられ、その意義が認められつつあると考えております。

基金の願い

こうして政府と国民の協力によって、アジア女性基金は、元「慰安婦」の方々に対して全国民的な償いの気持ちを表す事業と、今日的な女性の問題に取り組む尊厳事業を推進してきました。基金としては、これらの事業が元「慰安婦」の方々の名誉の回復に資し、また、被害を受けたすべての女性の支えや自立の一助となることを願うものです。償いの事業を受け取られたすべての方々が社会的認知を得られるよう、基金としてもそのために全力を尽くしたいと考えております。さらに、今日的な女性問題にかかわる事業について、これまで多くの研究者、自治体、マスコミ、政府、国際機関、NGO等の協力をいただいているが、いっそうの協力関係が実現できるよう希望しております。

アジア女性基金の償いの事業は完了しておりません。被害を受けられた方々、関係政府・当局、市民の皆様の一層のご理解をお願いする次第です。事業が停止している国においては、政府と関係団体のご理解を得て事業を再開できることを願っております。

アジア太平洋地域

ドメスティック・バイオレンス 国際専門家会議・公開フォーラムを開催

アジア・太平洋地域9ヶ国から、ドメスティック・バイオレンス（夫やパートナーからの暴力。以下DVと略す）の専門家をお招きし、DV国際専門家会議と公開フォーラムを開催しました。

2日間にわたる国際専門家会議では、各国におけるDVの定義付けや法律制定について熱心な議論が交わされました。公開フォーラムでは、日本におけるDV防止法案づくりについて竹村泰子参議院議員から基調報告があり、それを受けた各國の専門家がそれぞれの取組みについて報告をしました。

1995年の第4回世界女性会議（北京会議）以降、DVに関する取組みは世界各地で活発になっています。近年、マレーシア、韓国、台湾でもDV禁止法が制定されるなど、アジア・太平洋地域でも目覚しい前進が見られます。

今回の専門家会議と公開フォーラムは、日本に地理的に近いにもかかわらず、これまであまりとりあげられなかった、アジア・太平洋地域での実態や取り組みを知るとともに、互いに学びあうことを目的に開催されました。

3日間の会議を通して浮かびあがったのは、DVが

「個人の問題」、「家庭内の問題」として扱われているという状況は、どの国にも共通しているということです。「DVは犯罪である」という社会への意識啓発を最優先にしていかなければならないこと、どの国も、被害を受けた方々を援助する社会資源が不足しているので、キャンペーン活動や法律制定のためのロビー活動に、政府もNGOも連携してあたっていかなければならないことが確認されました。

今回の会議を通じて、国を超えての連帯の芽が生まれたことは大きな成果であったと思います。

コーディネーターを務めた有馬真喜子さん

アジア女性基金理事、
前国連婦人の地位委員会日本代表

「アジアの国々には実に共通点が多いことに驚きました。たとえば、暴力を受けているのは恥ずかしいことだからと表沙汰にしない風潮が強い。あるいは、じっと堪え忍ぶ女性が多くともがまん強い、などですね。そうしたなかで、沈黙を破って、これは犯罪なのだ、被害者が悪いのではなく、加害者の問題なのだと女性たちが声をあげ、励ましあって粘り強く、たくましく行動している様子が語られて感動的でした。そうした行動のなかで、各國とも一つずつ成果を手にしているのですね。女性たちは本当に手をつなぎあっていると感じました。」

<国際専門家会議>

日時 2000年8月7日・8日

場所 グランドアーク半蔵門



<公開フォーラム>

日時 2000年8月9日

場所 東京ウイメンズプラザ



参加国／インドネシア・オーストラリア・スリランカ・タイ・中国・日本・フィジー・フィリピン・マレーシア

特別
対談

有馬 真喜子さん
橋本 ヒロ子さん

国連特別総会 「女性2000年会議」を終えて

6月5日～9日まで、ニューヨークの国連本部で国連特別総会「女性2000年会議」が開催されました。1995年の第4回世界女性会議（北京会議）から5年間に、北京会議で採択された行動綱領重大問題領域（貧困・教育・健康・暴力・政治参加・人権・メディア・女児など）が、各国でどう実施されたかを評価し、21世紀に向けた行動指針が検討されました。その中でも特に、女性に対する暴力や人権の問題がどのように取り上げられたのか、女性の地位向上に向けてさまざまな活動に携わってきたお二人にお話をうかがいました。

——今回の「女性2000年会議」は、どのような位置づけなのですか。

有馬 1975年を国際婦人年と定め、第1回女性会議をメキシコで行ったのが、今日に続く女性の地位向上への国連の取り組みの始まりです。そこで初めて、問題を共有し、解決できることはともに解決していくこうという気運が生まれました。情報が行き交い、連帯が始まり、今日までの四半世紀の歩みが始まったといえます。その後、1980年第2回のコペンハーゲン会議、1985年第3回のナイロビ会議、1995年第4回の北京会議と引き継がれ、取り組むべき課題が明確になってきました。今回の会議は、「ナイロビ将来戦略」及び、「北京行動綱領」を検討し、次のステップを考えようというものです。しかし、第5回世界女性会議ではなく国連特別総会として開かれたので、正式なNGOフォーラムは開催されませんでした。

橋本 そのため、この会議が始まる前に各地域で開かれた地域会議では、NGOがロビーイングをしましたし、国連女性の地位委員会やインターネットを活用して「成果文書」の原案、その地域の行動計画や決議事項にもNGOとしての意見を入れました。ですから、「成果文書」の中には、

NGOの影響の強い部分もあります。

——今回の「成果文書」や会議に出された課題はどのようなものですか。

橋本 今回、最終日に「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領のための更なる行動とイニシアティブ」（いわゆる「成果文書」）が採択されました。「成果文書」は、「北京行動綱領」で抜けているところを補うようなかたちで、4章にまとめられました。今後、国がとるべき行動を見てみると、特に、人権・健康・暴力が中心の課題になっています。1995年以降、この分野のたち遅れが指摘されたからではないでしょうか。グローバリゼーションの進展が女性に新たな可能性をもたらす一方、一層の経済格差を生みだし「貧困の女性化」をさらに加速させたこと、HIV/AIDSが深刻化し女性に多大な影響を与えていていることなどが強調されています。

——日本社会やアジア諸国とどう結びつけて考えていくべきでしょうか。

橋本 家庭内暴力の定義に夫婦間強姦が入ったこと、対応するためにメカニズムを設定するという内容が入ったこと、夫や恋人からの女性への暴力（DV）、夫婦間強姦などへの法的措置を各国に要請したことなどが注目されます。未だ日本にはDV防止法がありませんから、今後の



有馬 真喜子
Makiko Arima

アジア女性基金理事、前国連婦人の地位委員会日本代表

日本政府の動きへの影響が期待されます。また、冷戦後のグローバル化によって急増した女性の人身売買への予防措置を政府に求めています。インターネットを使った新しいかたちの人身売買の問題も出てきているので各国で連携して対応することが必要です。

— 慰安婦問題は議論されなかつたのですか。

有馬 北京会議とくらべて、大きな変化を感じましたね。今回は、政府間会議では、「慰安婦」問題を取り上げ日本政府を非難したのは一国だけでした。NGOの方も、約2000人のNGOがワークショップを開催しましたが、このうち慰安婦問題をテーマにしたのは、私の知っている

限りでは、在米韓国人の主催したワークショップだけでした。北京会議のときは、「慰安婦」問題が注目を集め、活発な論議の的になりましたが、今回は全く違いました。

— それについては、どういう分析をしたらよいのでしょうか。

有馬 ひとつには、基金の活動があって、日本国民と政府の償いの気持ちが、被害者の方々に少しずつでも伝わったからだと思います。もちろん、基金に対して不十分であるとか、日本政府が補償すべきであるとか、いろいろな意見もありますが、一方で、この5年間、道義的責任を果たそうと真摯に活動してきたことに対し、一定の評価が得られていると解釈してもいいと思います。また、別の

面では、コソボ、ルワンダ、東チモールなど、武力紛争下での女性に対する暴力の問題が次々に起こっており、一方で国際刑事裁判所の創立もあるので、こうした今日の問題への対応が活発に論じられているのが印象的でした。

— 女性2000年会議を踏まえて、基金の事業へひとことお願いします。

橋本 アジア女性基金では、国際会議やフォーラムで、夫や恋人からの女性への暴力(DV)、女性の人身売買、また、子ども買春・子どもポルノ

の問題など幅広く、女性の人権侵害の問題を取り上げてきましたが、これからも、積極的に取り組んでいってほしいと思います。

有馬 今回の会議では、紛争解決及び紛争後の平和構築の過程に女性が参加することの重要性が特に強調されたことが印象的でした。

現在、各地で起きている紛争の被害者の8割が、女性と子どもです。ですから、被害者をどうやって援助していくか、具体的な案を出していくには必ず女性の参画が必要なのです。また、紛争が起こらないようにするための予防にも女性が関わる必要があります。

アジア女性基金でも、暴力への取り組みと同時に、「平和構築への貢献」を視野に入れた事業が、今後求められるのではないでしょうか。

— 他に注目すべきものはありませんか。

有馬 岩男日本政府首席代表の演説で、2001年12月に横浜において、「子どもの商業的性的搾取に反対する世界会議」が開催されることが決定し、我が国も子どもの性的搾取の撲滅へ関わりますと演説しました。たいへん歓迎すべきことだと思います。アジア女性基金も、ぜひ、この問題に積極的に取り組んでほしいものです。

— ありがとうございました。

[聞き手]
アジア女性基金業務部長 松田瑞穂



橋本 ヒロ子
Hiroko Hashimoto

アジア女性基金運営委員、十文字学園女子大学教授・
国連特別総会「女性2000年会議」政府代表団顧問



notice 女性の尊厳と司法に関する専門家会議のご案内

<専門家会議>

日時 11月19日(日) / 20日(月)

場所 箱根 山のホテル

<公開フォーラム>

日時 11月21日(火) 2時~4時30分

場所 フォーラムよこはま 会議室1

横浜市みなとみらい2-2-1-1 ランドマークタワー13階

主催：(財)女性のためのアジア平和国民基金
(アジア女性基金)

協賛：国際法律家協会(ICJ)

公開フォーラムに関するお問い合わせ・

お申し込みは「アジア女性基金事務局」まで

TEL.03-3583-9322 担当：松田・間仲

女性の被疑者や受刑者が、警察・拘置施設・裁判所などで、女性であるがゆえに不当な扱いを受けたり、人権を侵害される事件が頻繁におこっています。また、犯罪の被害を受けた女性が、犯人捜査や裁判の段階で二次的被害にあうことが多いため、警察や裁判所に援助を求めるなどを躊躇する傾向もあるようです。こうした状況は、特に日本を含むアジア諸国において顕著であるため、アジア太平洋地域の人権の専門家による討議が望まれています。

アジア女性基金では、1999年11月アジア刑政財団と共に「『犯罪防止・刑事司法』について、地域協力を効果的に行なうためにはどうしたらよいか」を検討する国際会議をインドで開催しました。

この会議に引き続き、今年は、国際法律家協会の協力を得て、女性や子どもが暴力や武力紛争の中で被害者になりやすい状況を分析し、二次被害の実態を明らかにするとともに、NGO・国際機関・国等の国際間における効果的な対応について、アジア諸国を中心とした司法、刑事、法律の専門家を招いて広く論議します。

公開セミナーと援助者のための

notice ワークショップのお知らせ

「ドメスティック・バイオレンス～家庭内における女性と子どもへの影響～」

ドメスティック・バイオレンス(DV=夫やパートナーからの暴力)は、女性に対する被害にとどまらず、それを目撃している子どもの心身にも大きな影響を与えています。暴力の連鎖や再生につながる深刻な問題もあります。この公開セミナーとワークショップでは、いま社会的に大きな問題となっている、児童虐待とドメスティックバイオレンスの関連性などを取りあげ、暴力の連鎖を断ち切るために今何が必要とされているのか、さまざまな分野での具体的な対策を探ります。

公開セミナー 精神科医、ジャーナリスト、相談員などによる基調報告とパネルディスカッション

■ 参加費／無料

■ 問合せ先／公開セミナー＆ワークショップ
に関するお問い合わせは

TEL.03-3583-9322

担当：叶・山崎・渡邊

■ お申し込みは事前にお電話、ファックス、
またはe-mailでお申し込みください。

開催地・時期	2000年			
	11月1日(水)	千葉市	13:30-16:00	千葉市民会館
11月7日(火)	東京都	18:00-20:30	東京ウイメンズプラザ	
11月14日(火)	静岡県沼津市	13:30-16:00	沼津市立図書館	
11月15日(水)	埼玉県与野市	13:30-16:00	彩の国さいたま芸術劇場	
11月18日(土)	宮城県気仙沼市	13:30-16:00	気仙沼市地域交流センター	
2001年1月中旬	北海道旭川市で開催予定			
1月13日(土)	福岡県春日市	13:30-16:00	春日市ふれあい文化センター	

援助者のための ワークショップ

*2日間で完結のワークショップです。

*定員になり次第しめきらせていただきます。 *1月～2月にかけて同様のワークショップを開催します。

■ 時 間／10:00～16:30

■ 定 員／25名

■ 講 師

後藤弘子(富士短期大学 助教授)
園田雅代(創価大学 教授)

吉永陽子(長谷川病院 精神科医)

■ 会 場

東京国際フォーラム
東京都千代田区丸の内3丁目5-1
子どもの城
東京都渋谷区神宮前5-53-1
東京ウイメンズプラザ
東京都渋谷区神宮前5-53-67

A	1日目：法制度(児童虐待防止法・子どもの権利条約など) 2日目：D.V.の子どもへの影響(短期的影響・長期的影響とPTSD) 子どもの回復と成長に必要な環境
B	1日目：D.V.の子どもへの影響(短期的影響・長期的影響とPTSD) 子どもの回復と成長に必要な環境
B	2日目：子どものサインを見逃さない カウンセリングの技法を相談に生かす
C	1日目：D.V.の子どもへの影響(短期的影響・長期的影響とPTSD) 子どもの回復と成長に必要な環境
C	2日目：援助者は何をなすべきか ケースカンファレンス

タイプ	日付	講師	会場	室名
第1回	10月20日(金) 10月22日(日)	後藤弘子 吉永陽子	東京国際フォーラム 子どもの城	G 508 803・4
第2回	10月27日(金) 10月28日(土)	吉永陽子 後藤弘子	ウイメンズプラザ 子どもの城	803・4
第3回	11月 5日(日) 11月 6日(月)	吉永陽子 園田雅代	子どもの城 ウイメンズプラザ	902 視聴覚室
第4回	11月11日(土) 11月12日(日)	吉永陽子 吉永陽子	東京国際フォーラム 子どもの城	G 604 904
第5回	11月18日(土) 11月19日(日)	吉永陽子 吉永陽子	子どもの城 東京国際フォーラム	906 G 604
第6回	11月25日(土) 11月26日(日)	後藤弘子 吉永陽子	東京国際フォーラム ウイメンズプラザ	G 408 会議室1

■ 申込方法／申し込み用紙と、返信用の官製はがき(ご購入のうえ、郵便番号・ご住所・お名前をご記入ください)を同封して、アジア女性基金宛てにお送りください。